# 【更新用】山梨県 物品等 競争入札 参加資格 審査申請の手引

### 目 次

### 

#### Ⅱ 申請手続について

<電子申請のながれ>	·· 12
1.申請データの入力・送信	·· 13~27
2. 必要書類の提出	·· 28~30
3. 審査結果の確認	·· 31
4. 更新完了後の内容変更	·· 32

### Ⅲ よくあるお問合せ

1.	よくあるお問合せ		 33~34
	(QA8) 入力内容の言	J正方法	 34

# ◆問合せ先◆ ○ 「やまなしくらしねっと」(電子申請)の操作方法 ~ コールセンター TEL 0120-464-119(通話料無料)(平日9時~17時) ※携帯電話から 0570-041-001(通話料がかかります) FAX 06-6455-3268 Email: help-shinsei-yamanashi@apply.e-tumo.com ○ 申請手続 全般(①以外のこと) ~ 山梨県 出納局管理課 調度担当 TEL 055-223-1395(平日の原則9時~12時、13時~17時) FAX 055-223-1324 E-mail bid@pref.yamanashi.jp

### I 入札参加資格「更新」の概要

入札参加資格\*の「更新」とは、既に資格を有している事業者が、現在の有効期間満了後も継続して資格を有す るための手続です。

- \* 山梨県(山梨県庁)が実施する、物品の購入、製造の請負、役務の提供等に係る競争入札へ参加する資格の こと(正式な名称は「**山梨県 物品等 競争入札参加資格**」)。
- \* 建設工事関係の入札参加資格(建設工事の請負、建設工事に係る測量・調査・設計及び監理の委託、土木施設の維持管理業務に係る入札参加資格)については、この申請では更新できません。別途、県土整備総務課への申請が必要となりますのでご注意ください。
- \* また、この手続は山梨県分であり、<u>市町村分(市町村総合事務組合や甲府市が実施する入札参加資格)とは</u> 別のものですので、その点についてもご注意ください。

1. 更新後の有効期間

現在の有効期間満了日(9月30日)の翌日10月1日から「3年間」(3年後の9月30日まで)

※有効期間中、次に該当することが判明した場合は資格取消となる場合があります。

- 1) 資格要件を満たさなくなったとき
- 2) 虚偽又は不正な方法により競争入札参加資格を受けたことが明らかになったとき
- 3) 競争入札参加資格の認定を受けた種目に係る営業の全部を廃業したとき
- 4) その他知事が必要と認めたとき

#### 2. 受付期間

該当する方へは基本的にメール等でご案内しますが、県ホームページにも掲載します。 https://www.pref.yamanashi.jp/sui-kanri/nyuusatsu-sankasikaku/koushin4.html

※例年5月下旬~6月上旬頃にご案内を行っています。

3. 資格要件

「基準日」(更新後の有効期間初日(10月1日)。以下同じ)において、次の(1)~(9)の要件を満していること。

- (1)入札参加資格を受けようとする「契約の種類や区分」について、営業を営んでいることが確認 できること(登記事項証明書等で確認できること)
- (2) 営業に関し、許可・認可等が必要とされる場合において、これらを受けていること
   ※許認可等(許可・認定・認証・登録等)が必要な種目については、許認可証等の写しを提出する必要があり、許認可等がないと認定できません。
- (3)引き続き2年以上営業していること
- (4) 個人県民税以外の山梨県税や消費税・地方消費税を滞納していないこと

#### (5) 契約の履行にあたり必要な機器等を所有(リースを含む)していること

#### (6) 資格審査基準により算出した数値が「40点以上」であること

※提出いただいた申請書や財務諸表等から次の項目ごとに数値を算出。その合計点が 40 点未満の場合は、 資格を得ることができません。

年間販売高	5	自己資本額	i	流動比率		営業年数		従業員業	¢ړ.	技術・社会
1 1.57005014			•	2000			•		^	貢献評価項目
10 億円以上	45	5千万円以上	15	130%以上	10	25 年以上	20	20 人以上	10	該当する場合
5億円以上	4.1	3千万円以上	10	95%以上	0	20 年以上	17	10 人以上	0	は3只加昇
10 億円未満	41	5千万円未満	12	130%未満	8	25 年未満	17	20 人未満	8	(上限3点)
3億円以上	37	1千万円以上	Q	05% 土港	6	15 年以上	1/	5人以上	6	
5 億円未満	57	3千万円未満	9	90/0/11/1回	0	20 年未満	14	10 人未満	0	
2 億円以上	22	5 百万円以上	6			10 年以上	11	E 1 十 洪	2	
3億円未満	33	1千万円未満	0			15 年未満	11	5 八木両	3	
1億円以上	20	1百万円以上	2			5年以上	7			
2億円未満	29	5 百万円未満	3			10 年未満				
5千万円以上	25	1 五下田土港	1			5 年十进	2			
1億円未満	25	1日万门木両	T			5 午木湳	3			
1千万円以上	21									
5千万円未満	21									
1千万円未満	17									

年間販売高・・・法人の場合:基準日における直近の決算年度における売上高 個人事業主の場合:基準日における直近の青色申告決算書又は収支内訳書の売上(収入)金額

自己資本額・・・法人の場合:基準日における直近の決算年度における純資産の部の合計

個人事業主の場合:青色申告の場合は「元入金+本年利益(青色申告特別控除前の所得金額) +事業主借-事業主貸」(青色申告決算書の貸借対照表に記載あり) 白色申告の場合は「0」

- 営業年数 ・・・事業を始めた日から基準日までの営業年数(1年未満の期間は切捨) ※組織改編等で事業承継をした場合は継承した分を含む
- 従業員数 ・・・基準日における全ての職員の人数(常勤・非常勤を問わず) ※代表者等の常勤役員または個人事業主自身を含む

#### 技術・社会貢献評価項目

- ・・・基準日において次のいずれかに該当する場合は加点(複数該当しても加点は3点まで)
  - ・山梨県子育て応援・男女いきいき宣言企業に登録 ・山梨えるみんに認定
  - ・やまなしSDGs登録制度に登録
     ・消防団協力事業所に認定
     (その他の項目はP30参照)

(7)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないこ と。又は暴力団員を役員に含まない法人であること(地方自治法施行令第167条の4第1項第 3号に該当する者を除く)

#### (8) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者 ※被補助人・被保佐人・未成年で、契約締結
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

のために必要な同意を得ている者は非該当

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

※ここに記載した内容は参考情報であり、実際の法令の規定が優先されます。

### (9) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当しない者又は同項の規定により定められた 期間を経過していること

- 1 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に 関して不正の行為をしたとき
- 2 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しく は不正の利益を得るために連合したとき
- 3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- 4 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨 げたとき
- 5 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
- 6 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基 づき過大な額で行ったとき
- 7 一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支 配人その他の使用人として使用したとき

※ここに記載した内容は参考情報であり、実際の法令の規定が優先されます。

#### 4. 種目の選択と必要な許認可等

入札参加資格は「物品関係」と「役務関係」に大別されており、それぞれについて最大6つまで種目(中区分) を選択することが可能です。(更新前とは異なる種目を選択することも可能)

「登記事項証明書」(履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書。以下同じ)の目的等から、その種目に係る業務内容を確認できるものを選択してください。

※選択した種目に係る業務内容を確認できない場合、その種目を認定できないことがあります。

※許認可等(許可・認定・認証・登録等)が必要な種目については、許認可証等の写しを提出する必要があり、 許認可等がないと認定できません。

### <種目一覧>

(1) 物品の購入等

### ※記載されている許認可等名称は例示です。

### <u>例示されているものに限らず法令上必要な許認可等があれば、申請に当たりその許認可等の証明書の写しの提出</u> が必要となります。

	大区分	中区分	例示	許認可等の例示
	31	1一般印刷	ポスター、パンフレット等のカラー印刷物、	
	印刷		大部数の印刷	
	矨		合性報告書寺の少部数の印刷	
		3 地図印刷		
		4 フォーム印刷	電算用連続帳票、OCR用紙、OMR用紙	
		5 特殊印刷	ステッカー印刷、シール印刷、点字印刷	
		6 製本		
		7 複写	図面コピー・青焼き	
	32	1 文具・事務機	文具、事務用品、ロッカー、机・イス	
	文具	2 印刷機・複写機		
物	事務	3 紙類		
品	機器	4 ゴム印・印章		
	類			
Ø	33	1 木工家具製品	木製の什器類	
	家具	2 特注家具		
購	· 室内	3インテリア用品		
Ъ	装飾			
	34	1家電製品	掃除機、空気清浄機	
等	電気	2 情報機器	パソコン、プリンタ、スキャナー、ネットワ	
	他们 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一		ーク通信機器	
	機器	3 視聴覚機器	プロジェクター	
	類	4 通信機器	無線機、放送用機器	
	35	1 理化学機器	分析機器、試験実験機器	
	(機械 器旦	2 医療器械		高度管理医療機器等販売
	類			業許可
		3 歯科器材		管理医療機器販売業届
				医療機器修理兼計可
				区
				サエビは守る山をついた。 
		4 介護器具	介護ベッド、車椅子	с IH/I/

	大区分	中区分	例 示	許認可等の例示
	35	5 計量・測量器械		特定計量器販売事業届
	機械	<b>A</b> 18		特定計量器修理事業届
	器具 粘	6ドローン		
	大只	7 光学機器	カメラ	
		8 農業機械	草刈機	
		9 林業機械	チェーンソー	
		10 建設機械		
		11 厨房機器	調理台、流し台、レンジ、湯沸器	
		12 原動機	発電機、コンプレッサー	
		13 工作機械	旋盤、切断機、溶接機	
	36 次++	1鋼材		
4 <b>6</b> 2	貝州	2 木材		
껜	.,	3コンクリート・砂利		採石業者登録
品		4 动雨刘		砂利採取業者登録
Ø		5		
購		6 肥料		肥料販売届
		7 飼料		飼料販売業届
Х		8 農業園芸用品		
等	27	1		ず日明れた古
	57 医薬			梁向開設計可 医薬品販売業許可
	品等			医薬品製造販売業許可
				体外診断用医薬品製造販売 業許可
		2 農工業薬品		
				農薬販売業届
		3 衛生用品		教师中医療口服主要な可
	38	1スポーツ田品		動初用医楽品販元業計可 
	教材	2アウトドア用品		八米灰历夏时的
	等	3 図書		
		4 教材・教育機器		
		5 音楽用品		

	大区分	中区分	例示	許認可等の例示
	39	1寝具		
	寝具	2 被服	作業服、制服(警察、消防以外)	
	· 被服	3 靴類	革靴、作業靴、長靴	
	等			
	40 警察	1 警察用衣料	警察制服	
	• 消防	2 警察用品	警棒、帯革、交通安全用品	
	用品	3 消防・防災用衣料	消防用被服	
		4 消防・防災用品	消火器、非常用食品、避難用品	
		5 保安用品	ヘルメット、安全靴	
		·		
物	41 亩而		目動車	
	等	2 車両部品	タイヤ、工具、ドライブレコーダー	
品		3 車両修繕		普通自動車分解整備事業 者認証
Ø		※山梨県では、車検や車		小型自動車分解整備事業
		両の修繕等は「役務」で		者認証
購		はなく「物品」の車両修		軽自動車分解整備事業者認 
-		繕に分類しています。		証
λ				日期早付た登開争未の応
等				…   ※電子制御装置整備を行
				う場合は「自動車特定
				整備事業の認証」が必
		4 一 4 古 4 士 明 /5		要
		4 — 輛目 勁 単 闵 1 徐		
		5 自転車関係		
		6 航空機関係		
		7 船舶		
	4.0			ᄪᅑᄔᄠᆂᆇᆂᇗᇩ
	42 	1 石油製品	カソリン、車油、軽油	推
	類			液化石油ガス販売事業登
	•			· 录
	電力	3一般高圧ガス		高圧ガス販売事業届
		·		高圧ガス製造許可
		4 电力		小元电风争耒兌球
				1

	大区分	中区分	例示	許認可等の例示
	43	1 看板	掲示板、表示板、パネル	屋外広告業の登録(山梨
	看板	2 標識	道路標識	県知事)
	標識	3幕・旗		
	等			
	44	1記章・トロフィー	楯、トロフィー、腕章	
	記章 •	2 記念品	贈呈用品、ギフトカタログ商品	
物	記念	3 啓発物品	ティッシュペーパー、ペン	
_				
品	45	1百貨		
Ø	雑類	2 時計・貴金属		
		3 雑貨・金物		
賄		4 食品		食料品販売業
х				食品衛生法営業許可
				米穀の出荷又は販売事業
等				開始届
				" 四類販売美免許
	51	1 古紙買入れ		
	買入	2 車両買入れ		古物商許可
	,ī ( <b>注</b> )	3木材買入れ		
		4 金属買入れ		古物商許可
		5 動植物買入れ		
				古物商許可

- (注) 「51 買入れ」とは、県に物を販売するのではなく、県から物を買い入れることを意味しています。
  - 例)県に車両を販売する場合:大区分「41 車両等」- 中区分「1 車両」
    - 県から車両を**買い取る**場合::大区分「51 買入れ」- 中区分「2 車両買入れ」
    - →車両の購入と既存車両の処分がセットになった入札が行われる場合は、入札を実施する部署の 判断によっては両方の種目に登録していることが必要となる場合があります。
- ※「その他〇〇」を選択する場合、申請書の『希望種目の詳細(取扱いメーカー又は取扱い品名)及び特記事項』 欄に、「具体的な取扱品目」を記入する必要があります。(**P20③の入力方法・注意事項も参照**)

※記載されている許認可等名称は例示です。

### <u>例示されているものに限らず法令上必要な許認可等があれば、申請に当たりその許認可等の証明書の写しの提出</u> が必要となります。

	大区分	中区分	例 示	許認可等の例示
	61	1 清掃		
	施 設 管理	2 害虫等駆除		
		3 貯水槽等点検・保守・清掃		
		4 浄化槽・汚水槽等点検・保		净化槽保守点検業者登録(山梨県
		守・清掃		知事) 浄化槽清掃業許可(山梨県内各市
				町村長)
		5 消防設備点検・保守	火災報知器・消火器・非常通報装 置	
		6 空調設備点検・保守	<u></u>	
		7 昇降機点検・保守		
役		8 自家用電気工作物点検·保		
務		9 ホイフー設備点検・保守		
		10 タンク点検・保守		
Ø		11 上下水道設備管理		
		12 通信設備保守・点検	電話設備、無線設備	
+8		13 コンピューター関連設備保守・ 管理		
挭		 14 植栽管理		
/#		15 プール管理		
洪		16 建物補修		
	62	1 人的警備		
	警備			営業所の届出(山梨県公安委員会)
		2 機械警備		警備業認定(山梨県公安委員会)
				宮業所の届出(山梨県公安委員会) 機械警備業の届出(山梨県公安
				委員会)
		3 交通誘導警備	駐車場誘導	警備業認定(山梨県公安委員会)
				営業所の届出(山梨県公安委員会) 

	大区分	中区分	例 示	許認可等の例示
	63	1ー般廃棄物収集・運搬		一般廃棄物収集運搬業許可
	廃棄			(山梨県内各市町村長)
	物	2 一般廃棄物処分		一般廃棄物処分業許可
	処理			(山梨県内各市町村長)
		3産業廃棄物収集・運搬		産業廃棄物収集運搬業許可
		4 産業廃棄物処分		
		5. 性则签理 感 奋 物 収 隹 • 渾 螂		
		了何加自吐洗来物权未生现		行加官廷 <u>侯未</u> 庞果彻权未建赋 業許可 (山 <u></u> ] 但知事)
		6.特別管理廃棄物処分		朱町与 (山来采和事) 特別管理産業廃棄物処分業許
				可(山梨県知事)
	64	1車両	レンタカー、カーリース	自家用自動車有償貸渡許可
	リー		※レンタカーかカーリースのい	
役	ス		<u>ずれの業務(または両方の業</u>	
	•		<u>務) を取り扱うのか、申請書の</u>	
	レン		『希望種目の詳細(取扱いメー	
務	タル		カー又は取扱い品名)及び特記	
			事項』欄に、必ず明記してくだ	
			<u>さい。(P 2 0 参照)</u>	
の		2コンビューター関連機器		
		3事務機器	複写機、印刷機	
提		4 医療・介護・福祉機器	AED、車椅子	高度管理医療機器等賃借事業許可
1.~				管理医療機器賃借業届
				一般医療機器賃借業届
供		5 イベント用品	テント、仮設トイレ	
	65	1Webコンテンツ作成・保		
	情報	守		
	処理	2 システム開発・保守		
	66	1 イベントの企画・運営		
	企画 •	2 文化施設の企画・展示	美術館等の展示、舞台音響・照明	
	制作	3 印刷物の企画・編集		
		4 映像の企画・制作		
				 旅行業者登録(第1種・第2種・
				第3種)
				旅行業者代理業登録
		6 研修・講習の企画・運営		
		1		

	大区分	中区分	例 示	許認可等の例示
	67 調査	1調査・研究	意識調査、市場経済調査、交通関 係調査、世論調査	
	· 分析	2 環境調査	大気・空気・水・土壌・騒音調査	計量証明事業登録(濃度・音圧 レベル・振動加速レベル) 特定計量証明事業の認定
		99 その他調査・分析	不動産鑑定、土地家屋調査、遺跡発 掘調査	
	68	1 検診	人間ドック、検診	
沿	医療 福祉 サー	2 医療事務	医療費の請求・点検、外来・入院 受付、会計窓口などの事務	病院(診療所)開設許可
1X	ビス			
致	69 運搬	1 旅客運送	タクシー、貸切バス、スクールバ ス運行	一般貸切旅客自動車運送事業許可 一般垂合旅客自動車運送事業許可
177				一般乗用旅客自動車運送事業許可特定旅客自動車運送事業許可
Ø				無償旅客自動車運送事業許可
		2 貨物運送		一般貨物自動車運送事業許可 特定貨物自動車運送事業許可
提		3 美術品運搬		貨物軽自動車運送事業届出 第1種貨物利用運送事業登録 第2種貨物利用運送事業登録
供	70	1給食・調理		飲食店営業許可
	その 他	2 航空機整備		
	役務	3森林整備		
		4 保険		保険業免許 損害保険代理店登録
		5 労働者派遣		労働者派遣事業許可
		6債権回収		
		7 翻訳・通訳		
		8 筆耕		
		99 その他その他役務		クリーニング業届出

※「その他〇〇」を選択する場合、申請書の『希望種目の詳細(取扱いメーカー又は取扱い品名)及び特記事項』 欄に、「具体的な取扱役務」を記入する必要があります。(**P20③の入力方法・注意事項も参照**)

### Ⅱ 申請手続について

申請には、「やまなしくらしねっと」による電子申請を利用いただき、必要書類をメール・郵送等で提出してい ただく必要があります。

※インターネットを利用できない場合は、出納局 管理課 調度担当までご連絡ください。

### <手続の流れ>

### 0.必要書類の準備

財務書類や登記事項証明書を見ながら入力する箇所がありますので、事前にお手元にご準備ください。

#### 1. 申請データの入力・送信

「やまなしくらしねっと」ヘログインして必要事項を入力(詳細は次ページ以降) URL https://apply.e-tumo.jp/pref-yamanashi-u/

#### 操作方法の問合せは、専用のコールセンターへ

TEL 0120-464-119 (通話料無料)(平日9時~17時)
 ※携帯電話から 0570-041-001 (通話料がかかります)
 FAX 06-6455-3268 E-mail <u>help-shinsei-yamanashi@apply.e-tumo.com</u>

### 2. 必要書類の送付

- ① やまなしくらしねっとの申込完了画面から、「申請書」(PDF)を保存して印刷
- ② 印刷した申請書の内容をチェック後、「使用印」欄に押印
- ③ 押印した申請書と必要書類をメール・郵送等で提出 (「必要書類」はP28以降に記載)
   (メールの場合は、すべての書類をスキャンして送信。元の書類は、必要に応じて郵送いただく場合がありますので、保管しておいてください。)

#### ※申請書と必要書類が揃わないと審査できませんのでご注意ください。

#### <提出先・問合せ先> 山梨県 出納局管理課 調度担当

(メール) bid@pref.yamanashi.jp
 ※件名に【提出】か【問合せ】の区分と、企業名等を記載
 (郵送等) 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 ※封筒に「更新」と朱書き
 (TEL) 055-223-1395

#### 3.審査結果の確認

- ① 審査完了後、9月末までに「申請書類受理 及び 審査完了通知メール」が送信されます
- ② やまなしくらしねっとから「結果通知」の内容を確認して保存

※結果通知は再発行できませんのでご注意ください。 (再度、「やまなしくらしねっと」からダウン ロードする必要がありますので、パスワード等を保存しておいてください。)

1.	申請デ-	-タの入力	・送	信
----	------	-------	----	---

- (1) やまなしくらしねっとヘログイン <u>https://apply.e-tumo.jp/pref-yamanashi-u/</u>
- (2)手続き名に「物品」と入力し、 絞り込みで検索する をクリック

	手続き	申込	
● 手続き選択をする	メールアドレスの確認	内容を入力する	🔷 申し込みをする
検索項目を入力(対	選択)して、手続きを検索して	てください。	
手続き名	物品		×
利用者選択	個人が利用できる手続き	法人が利用できる手続き	
•	絞り込みで	検索する >	
	五十音で	探す >	

※「ヘルプ」をクリックすると操作マニュアルを見ることができます。

### (3) 山梨県物品等競争入札参加資格審査申請(更新) を選択

※受付期間外は、検索しても表示されませんのでご注意ください。

手続き	一覧
2021年04月	月28日 08時33分 現在
並び替え	受付開始日時 降順     ▼     表示数変更     20件ずつ表示     ▼
	1
物品等受付開始受付終了	等競争入札参加資格審查申請(新規) 約品等競争入札参加資格審查申請(変更) 受付開始日時2017年01月01日02時02分 受付終了日時随時
物品 受付開始 受付終了	等競争入札参加資格審查申請(更新)
	1
) <b>ID・パス</b>	<b>スワード</b> (次ページ <b>1</b> )を入力してログイン
・今回が	初回の場合は、 利用者登録される方はこちら (次ページ②)をクリック
(利用)	者登録をしておくと、過去に同じ ID で行った申請内容等を参照できます。)
	※「利用者登録」の方法は、「ヘルプ」をクリックして操作マニュアルをご確認くださ
・利用者	登録せずに申請する場合、 <b>利用者登録せずに申し込む方はこちら</b> (次ページ <b>③</b> )をクリ
(利用)	者登録しない場合、申請時発行の「整理番号」により、今回の申請内容を後で参照するこ

できますが、過去の申請内容は参照できません。)

#### 手続き申込

利用者ログイ	2		<b>し</b> 操作時間 延長する
手続き名	物品等競争入札参加資格審查申請		6
受付時期	2017年1月1日5時05分~		配巴を 変更する
	3 利用者登録せずに申し込む方はこちら >	2 利用者登録される方はこちら	
利用者IDを入	、カしてください		FAQ へ上へ
利用者登録時に使用 または各手続の担当	用したメールアドレス、 当部署から受領したIDをご入力ください。		
パスワードを	入力してください		
利用者登録時に設定	定していただいたバスワード、		
または各手続の担当 忘れた場合、「パン	当部署から受領したバスワードをご入力ください。 スワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。		
メールアドレスを	変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。		
		パスワードを忘れた場合はこちら	

- (5) ログイン後の画面から必要な様式をダウンロード
  - ・「**誓約書**」は必須です。役員等が16名以上の場合は「**役員名簿**」もダウンロード ※県ホームページ (https://www.pref.yamanashi.jp/sui-kanri/nyuusatsu-sankasikaku/koushin4.html)からも入手可能
- (6)入力画面まで進み、必要事項を入力
  - ・登記事項証明書や財務書類(貸借対照表・損益計算書、所得税青色申告書(青色申告)、その他確定申告(白色申告))等を見ながら入力する箇所がありますので、事前にお手元にご準備ください。 (書類の留意事項については、「2.必要書類の提出(P28~))をご確認ください。)
  - ・入力データを「一時保存」する場合は、入力画面内の 入力中のデータを保存する をクリックしてデータを保存してください。
  - ※セキュリティの関係上、「やまなしくらしねっと」は**30分以上データ送信がないと、自動的に通信が 切れます。**一度切れてしまうと入力されたデータは失われてしまいますので、再度データ入力をしなけ ればなりません。
    - 30分以上経過しそうな場合は、あらかじめ 申込データの一時保存 をクリックし保存してください。 (再度入力を行う場合は 保存データの読み込み をクリックしてデータを読み込んでください。)

### ◇1. 入力画面◇

※印があるものは必須です。 ▲印は選択肢の結果によって入力条件が変わります。

- FF (0.22)/ 0.2020/HPIS						
申請年月日	※令和 ✔ 3 年 12月 22日					
申請者氏名(企業名)	※株式会社出納局					
新規・継続区分	*2					
	-					
利用者 I D(*1)	* suitokvoku					
(*1) 物品電子見積シ	/ステムを利用する際のIDです。IDは申請者が設定してください。					
【設定例1】前回	回の申請で登録したIDをそのまま設定する。					

【設定例2】半角英字、半角数字、半角記号を使い6~256字で自由に設定する。

【設定例3】「やまなしくらしねっと」の利用者 I D と同じでも支障ありません。

パスワード(\*2) ※\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

(\*2)物品電子見積システムを利用する際のパスワードです。「やまなしくらしねっと」で利用するパスワードと同じでも支障ありません。

申請年月日	申請書の作成年月日を入力してください。		
申請者氏名	商号又は名称を入力してください。 <b>法人の場合、登記されている正確な表記で入力</b>		
(企業名)	してください。 <u>(株)</u> 等の法人略称をご使用いただけますが、 <mark>全角カッコ</mark> としてく		
	ださい。		
新規・継続区分(既定値)この項目は変更しないでください。			
	(新規:1 継続:2)		
利用者ID	物品電子見積システムを利用する際のIDです。※		
	IDは半角英字、半角数字、半角記号を使い、6 字以上で設定してください。		
	申請者が任意に設定し、大切に保管してください。 (最大 256 字)		
パスワード	物品電子見積システムを利用する際のパスワードです。※		
	IDは半角英字、半角数字、半角記号を使い、6~16 字で設定してください。		
	申請者が任意に設定し、大切に保管してください。		

※「やまなしくらしねっと」の利用者ID・パスワードと同一でも支障ありませんが、「やまなしくらしねっと」の利用者ID・パスワードを変更しても、このID・パスワードには反映されません。
物品電子見積システムについては、33ページ(QA5)をご覧ください。

### ◇2. 申請者情報◇

申請者情報									
企業	名		法人 <mark>※</mark> 棋	の種類を表す略語は使用し; ;式会社出納局	ないでくださ	さい。例)〇株式会社	土 ×(株)		
企業名(フリガナ) 全※		全角	カタカナ入力						
代表	代表者職氏名     X     X     X     X     X     X     X     X		<u>~</u> 四 入力 ※代	クラキが1 クキス1 F フキョク 例)代表取締役 〇〇 〇〇 読表取締役 山梨 太郎	◆職名	も忘れずに入力(個	人の場合の職名は「	代表」と入力)	]
代表	者名	(フリガナ)	全角 ※ヤ	<u>カタカナ入力 ◆職名の力:</u> マナシ タロウ	ガオマ要				
郵便番号 ※400			DO –	<mark>※</mark> 850	)1	郵便番号	検索	http://www.post.japanp.ost.jp/zipcode/	
	都道	府県	жц	1梨県			·		
所在	市区	町村	<b>※</b> ₹	9府市					
1 <u>1</u> 地	町名	番地	<b>*</b>	100内1丁目6番1号					
	建物	等	Ľル	などがある場合入力 例)県庁ビル3F					
	登記	確認	۰	-本社(本店)の住所が登記?	廣上の住所	を異なる場合にチョ	エックすること		
電話	番号		入力 055	(例) 0123456789は 012-345-6 -223-1306	i789と入力	I			
FΑ	X番号	7	入力 055	例)0123456789は012-345-6 -223-1324	789と入力	1			
メールア	۲° <i>۱</i> ۷		****	****@suitokyoku.com					
<u></u> ₩−∆∧°	°-ジ เ	JRL	http	s://www.suitokyoku*****.jp/					
企:	企業名 企業名(フリガナ) 代表者職氏名 代表者名(フリガナ)			<ul> <li>商号又は名称を入力してください。法人の場合は、登記されている正確な表記で</li> <li>入力してください。(株)等の法人略称をご使用いただけますが、全角カッコとしてください。(県ホームページ上で公開している名簿の表記に使用します)</li> <li>企業名のフリガナを全角カタカナで入力してください。</li> <li>代表者の役職と名前を入力してください。</li> <li>個人事業主で役職がない場合は、役職の入力は不要です。</li> <li>代表者氏名のフリガナを全角カタカナで入力してください。</li> </ul>					
		◆法人で登記 ください。	上の 個人	)本店所在地と実  、事業主で住所と	祭の本 店舗所	店所在地が 在地が異な	異なる場合に る場合は、店	こは、実際の 話舗所在地を	の本店所在地を入力して を入力してください。
所 在 地		郵便番号         都道府県         市区町村         町名番地         建物等		本店所在地又は, 入力してくださ	店舗所い。	在地の郵便	番号・都道府	F県・市町:	村・町名番地・建物等を
	登記確認			<b>入力した所在地</b> てください。 その場合、所在:	<b>と登記</b> 地を確	<b>事項証明書</b> 認できる資	<b>の本店所在地</b> 料を添付して	<b>めが異なる</b> こください	<b>場合のみチェックを入れ</b> (詳細はP29参照)。
電話番号			市外局番から「-(ハイフン)」を入れて入力してください。						
F	FAX番号			例) 012-345-6789					
×-,	ルアト゛	レス		県からの連絡に	対応で	きるメール	アドレスを入	、力してく 、	ださい。
				(個人の万のメー	ールア がたい	トレスでも 提合け 応	備いません。 白のままと!	) てくだキ	
木-	L~°-	−ジIJRI		ホームページの	アドレ	<u> </u>	<u>ロッォォビし</u> てください	~ ~ ~ / . C	v <sup>-</sup> 0
				ホームページがない場合は、空白のままとしてください。					

### ◇3.委任情報(代理人)◇

更新後の有効期間中、次の権限を代表者が代理人に委任する場合は入力してください。

- 1 入札及び見積に関すること
- 2 契約の締結に関すること
- 3 契約の履行に関すること
- 4 代金の請求及び受領に関すること
- 5 その他これらに付随する一切のこと

## ※ここで代理人に委任した場合、山梨県と取り交わす契約書や請求書等は代理人の名前となります。 ※個々の入札に代理人以外の者が参加する場合、その都度「委任状」で代理人から再委任することも可能です。

委任	委任情報(代理人) ※代理人を設ける場合のみ入力(代表者自らが契約等を行う場合は入力不要)				
	郵便番号	400 – 8501			
	都道府県	山梨県			
所在	市区町村	甲府市			
地	町名番地	丸の内1丁目6番1号			
	建物等	ビルなどがある場合入力 (例県庁ビル 3F			
支店等名称		本社(本店)名及び代理人のいる支店等の名称を入力 入力例D株式会社○○ 山梨支店 ◆本社(店)内に代理人を設ける場合は本社(店)名及び所属部署の名称 株式会社出納局 管理課支店			
代理	代理人職氏名     入力例)支店長 ○○ ○○ ◆職名も忘れずに入力       支店長 山梨 花子				
電話番号 入力例20123456788は012-345-6788と入力 055-223-1395		入力例) 0123456789は012-345-6789と入力 [055-223-1395			
FAX番号         入力例)0123456789は012-345-6789と入力 055-223-1324		入力例)0123456789は012-345-6789と入力 055-223-1324			

	郵便番号	代理人の所属している支店等の所在地について、郵便番号・都道府県・市町村・町		
所	都道府県	名番地・建物等を入力してください。		
在	市区町村			
地 町名番地				
	建物等			
支店	言等名称	<b>本社(本店)名及び代理人のいる支店等の名称</b> を入力してください。		
		例)株式会社〇〇 山梨支店		
		本社(本店)内に代理人を設ける場合は、 <b>本社(本店)及び所属部署の名称</b> を入力		
		してください。		
		例)株式会社〇〇 営業部		
代玛	<b></b> 【人職氏名	委任を受ける代理人の <b>役職と名前</b> を入力してください。		
		例)支店長 〇〇 〇〇		
雨江平口				
电站笛方		「巾外局番から「一(ハイフン)」を入れて入力してくたさい。		
FAX番号		19月) 0 1 2 - 3 4 5 - 6 7 8 9		

### ◇4. 窓口担当者情報◇

資格取得後、県からの連絡を受ける窓口担当者の情報を入力してください。

### ※入札参加資格の更新申請に係る手続きの担当者と、契約取得後の窓口担当者が異なる場合は、郵送する書類に 更新申請に係る問い合わせ先を記載したメモや名刺を同封してください。

同封がない場合、申請内容について不明な点等があった場合の電話での問合せは、全てここに入力された担当 者へ連絡させていただきます。

窓口担当者情報				
	. 그 해 한 호텔은 국민국 전국 미국 전국 미국 전국 민준이는 전국 전국 구 반죽을			
部署名	株式会社出納局 管理課支店 調度担当 しても構いません。			
担当者職名	◆課長・係長等職名がある場合に入力			
担当者名	※山梨 次郎			
担当者名(フリガナ)	全角カタカナ 入力 ※ ヤマナシージロウ			
電話番号	入力例)0123456789は012-345-6789と入力 ※[055-223-1395			
FAX番号	入力例) 012-345-6789または 0123456789と入力 055-223-1324			
担当者メールアドレス	*******@suitokyoku.com			

部署名	担当者の部署名を入力してください。
担当者職名	担当者の職名がある場合、入力してください。
担当者名	担当者の名前を入力してください。
担当者名(フリガナ)	担当者名のフリガナを全角カタカナ入力してください。
電話番号	県はここに入力された電話番号を、連絡先として使用します。 市外局番から「(ハイフン)」を入れて入力してください。 例)012-345-6789 必ず連絡がつく電話番号を入力してください。
F A X 番号	県はここに入力された FAX 番号を連絡先として使用します。 市外局番から「ー(ハイフン)」を入れて入力してください。 例)012-345-6789
担当者メールアドレス	県はここに入力されたメールアドレスに連絡するほか、物品電子見積システムから の通知にも使用します。 営業担当の方等、個人のメールアドレスでも構いませんが、必ず連絡がつくメール アドレスを入力してください。

### ◇5. 希望種目情報◇

### ① 物品の購入

取引希望種目情報					
	取引希望種目(第1希望)	太字(大区分)は選択できません。  医薬品	◆希望種目を選択すること		
	許認可の有無(第1希望)	医薬品製造販売業許可	◆希望する種目の業務を行うにあたり、取得している法令上 必要な許認可等の名称を入力 (注)必要な許認可を受けて		
	(1行全角30字)	動物用医薬品卸売販売	いない場合は認定できません。		
	取引希望種目(第2希望)	太字(大区分)は選択できません。 その他医薬品等 イ	◆希望種目を選択すること		
	許認可の有無(第2希望)	医薬品販売業許可	◆希望する種目の業務を行うにあたり、取得している法令上 必要な許認可等の名称を入力 (注)必要な許認可を受けて		
	(1行全角30字)		いない場合は認定できません。		
	取引希望種目(第3希望)	太字(大区分)は選択できません。 	◆希望種目を選択すること		
物	許認可の有無(第3希望)		◆希望する種目の業務を行うにあたり、取得している法令上 必要な許認可等の名称を入力 (注)必要な許認可を受けて		
品の	(1行全角30字)		いない場合は認定できません。		
購	取引希望種目(第4希望)	太字(大区分)は選択できません。	◆希望種目を選択すること		

	取引希望種目	県と取引を希望する種目を、第1希望から順に入力してください。
		※必ずP5~8の該当種目を確認してから入力してください。
		第6希望まで入力できますが、必ずしも全部選択する必要はありません。
		   「 <b>登記事項証明書</b> (履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書)」 <b>の目的等で</b>
七勿		業務内容を確認できる種目を選択してください。
17J		
묘		※選択した種目に係る業務内容を <mark>登記事項証明書の目的等で確認できない場合、</mark>
нн		<u>その種目を認定できないことがあります。</u>
の		   「その他○○」は 同一の大区分内の中区分のいずれにも振り分けられない品を取
		り扱っている場合のみ選択してください。
購		また、「その他○○」を選択した場合、 <b>③希望種目の詳細に「その他</b> ○○(◆◆)
		というように具体的な取扱品目等を必ず入力してください。(次ページ参照)
入		
	許認可の有無	希望する種目の業務を行うにあたり、取得している <mark>法令上必要な許認可等の名称を</mark>
		入力してください。
		入力した場合は、許認可証などの証拠書類の写しを必ず提出してください。 
		1 日までに有効期限が到来する場合は、最新の許認可証の写しを後日送付) 

### ② 役務の提供

1	取引希望種目(第1希望)	太字(大区分)は選択できません。  医療・介護・福祉機器	<ul> <li>◆希望種目を選択すること</li> </ul>
1	許認可の有無(第1希望)	商度管理医療機器等賃貸事業許可	◆希望する種目の業務を行うにあたり、取得している法令上 必要な許認可施の名称を入力 (注)必要な許認可を受けて
ı	(1行全角30字)		いない場合は認定できません。
ı	取引希望種目(第2希望)	太字(大区分)は選択できません。 その他リース・レンタル	▶ ◆希望種目を選択すること
1	許認可の有無(第2希望)		◆希望する種目の業務を行うにあたり、取得している法令上
1	(1行全角30字)		必要な許認可等の名称を入力 (注)必要な許認可を受けて いない場合は認定できません。
	取引希望種目(第3希望)	太字(大区分)は選択できません。	→●希望種目を選択すること

	取引希望種目	県と取引を希望する種目を、第1希望から順に入力してください。
		※必ずP9~11の該当種目を確認してから入力してください。
		最大で第6希望まで入力できますが、必ずしも全部選択する必要はありません。
役		   「 <b>登記事項証明書</b> (履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書)」 <b>の目的等で</b>
務		
		※選択した種目に係る業務内容を <mark>登記事項証明書の目的等で確認できない場合、</mark>
の		<u>その種目を認定できないことがあります。</u>
提		「その他〇〇」は、同一の大区分内の中区分のいずれにも振り分けられない業務を
		行っている場合のみ選択してください。
供		また、「その他○○」を選択した場合、③希望種目の詳細に「その他○○(◆◆)」
		というように具体的な取扱役務等を必ず人力してください。 
	許認可の有無	希望する種目の業務を行うにあたり、取得している <mark>法令上必要な許認可等の名称を</mark>
		<u>入力</u> してください。
		入力した場合は、許認可証など証拠書類の写しを必ず提出してください。(10 月
		1日までに有効期限が到来する場合は、最新の許認可証の写しを後日送付)

### ③ 希望種目の詳細

希望種目の詳細	その他医薬品等(研究試薬)	◆希望種目の主要取扱品目などを簡潔に記入してください。
(取扱メーカー又は取扱品名)	その他リース・レンタル(理化学機器)	◆「その他○○」の各種目を選択する場合は、本欄に具体的 な内容を記入してください。例)その他調査・分析(遺跡発
(1行全角30字)		<b>掘調</b> 査)
希望種目の詳細	希望種目のうち主要取扱品目を簡潔	絜に入力してください。
(取扱メーカー又は	<u>※</u> また、「64(リース・レンタル)- 1車両」を選択した場合、レンタカー か カーリース	
取扱品名)	<mark>のいずれの業務(または両方の業務)を取り扱うのか、必ず明記</mark> してください。	
取引希望種目で「その他○○」を選択した場合、必ず「その他○○(◆◆◆◆		選択した場合、必ず「その他○○(◆◆◆◆)」
	というように、括弧内に具体的な取扱品目・取扱役務等を入力してください	
	※入力がない場合、「その他〇〇」は削除となりますのでご注意ください。	

### ◇6. 経営情報◇

### ① 資本

○▲の項目は、人格での選択により入力条件が変わります。

「法人」を選ぶと「法人の場合」の項目が、「個人事業主」を選ぶと「個人事業主の場合」の項目の入力が必 須です。

○金額の欄は、全て千円未満切捨とし、負数の場合は「一(マイナス)」を数字の前に入力してください。

経営	径 <b>常情報</b>			
資本	◆千円未満切捨	◆負数の場合は「- (マイナス)」を入力		
人格		※ ◉法人 ○個人事業主 選択解除		
法人の場合の	自己資本(純資産合計)	カ <u>ンマ(,)は入力しない</u> ▲100000 千円 ←直前年度分決算の貸借対照表にある純資産合計(負債・純資産の合計ではありません。)		
	資本金	カンマ(,)は入力しない     千円     ◆直前年度分決算の貸借対照表の資本金の額(決算後に資本金の額を増減額した場合は、       ▲10000     千円     登記事項証明書の資本金の額)		
	元入金(イ)	<ul> <li>カンマ(,)は入力しない</li> <li>千円 ◆青色申告決算書に記載のある元入金</li> </ul>		
人事	前年利益(口)	カンマ(,)は入力しない ▲		
- 業 主	事業主借(八)	カンマ(.)は入力しない     千円     ◆青色申告決算書に記載のある事業主借		
の 場	事業主貸(二)	カンマ(,)は入力しない     千円     ◆青色申告決算書に記載のある事業主貨		
合	合計イ+ロ+八-二	自動計算式のため入力不要です。 ● 正しく自動計算されていない場合はカンマ(,)が入っている可能性があります。イ〜 二の金額を再確認してください。		
	人格	「法人」または「個人事業主」を選択してください。		
	自己資本	申請年の10月1日の直近(申請期間中に間に合う最新のもの)の貸借対照表のう		
法	(純資産合計)	ち、「 <b>純資産の部」の合計金額</b> を入力してください。		
の	資本金	申請年の10月1日の直近(申請期間中に間に合う最新のもの)の決算の貸借対照		
場		表のうち、「 <b>純資産の部」の「資本金」額</b> を入力してください。		
合		提出していただく貸借対照表の決算後に資本額を変更した場合は、登記事項証明書		
		の資本金を入力してくたさい。		
	元入金(イ)	青色申告の場合は、申請年の前年の青色申告決算書の貸借対照表に記載のある元入		
		金を入力してくたさい。		
個	1年利益(口)	育色甲告の場合は、甲請年の則年の育色甲告決昇書の賃借対照表に記載のある育色 中生時回換除益の可得へ短を 3 カーズ く が さい		
人		中古村別控际前の所有主観を入力してくたさい。 白色中生の提合け 0を入力してください。		
事				
業	事業土信(ハ)	育巴中古の場合は、甲請牛の削牛の育巴中古沃昇書の負債対照衣に記載ののる事業 ・ 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		
È		上面で八方してくたさい。 白色由告の場合は 0を入力してください。		
の 場				
	· 尹未工貞(一)	□ 「日本の場合は、中間中の前午の日日中日八昇音の頁目列点衣に記載ののる事未 主 貸を入力してください。		
合		白色申告の場合は、0を入力してください。		
	合計			
	イ+ロ+ハーニ	正しく計算されない場合、上で入力した金額の中にカンマ(、)が含まれている可		
		能性があります。カンマは入力せず、数字のみの入力としてください。		

### ② 経営状況

経営状況 ◆干円未満切捨				
****	九方例)2020     ★     2020     年	入 <u>力例)4月→04</u> 入力例)01日→01 ※01      月  ※01      日から ◆直近の決算年度の期間 ◆個		
<u>目</u> 削沢昇年度	西暦 入 <u>力例)2021</u> 年	入 <u>力例)3月</u> →03 入 <u>力例)31日</u> →31 から12月31日 ※12 月 ※31 日まで		
年間売上高	カンマ(,)は入力しない ※5000 千P	◆直前年度分決算の損益計算書に計上されている総売上高 ◆個人の場合は、青色甲告決算書の損益計算 書の「売上(収入)金額」又は白色申告の収支内訳書の合計欄④		
流動資産①	カンマ(,)は入力しない ※[500 千P	◆貸借対照表の資産の部にある流動資産の額 ◆個人事業主の場合は青色申告決算書の資産の部にある資 産の合計又は白色申告の場合0を入力		
た動負債②		◆賃借対照表の資産の部にある流動負債の額 ◆個人事業主の場合は青色申告決算書の負債・資本の部に ある負債の合計又は白色申告の場合0を入力		
流動比率(%)①/② 自動計算式のため入力不要です。 125.0		◆自動計算 ◆正しく自動計算されていない場合はカンマ(、)が入っている可能性があります。①②の金額を 再確認してください。		

直前決算年度	申請年の10月1日の直近( <b>申請期間中に間に合う最新のもの</b> )の決算年度の期間
	を西暦で入力してください。
	※個人事業主の場合、通常は1月1日から12月31日です。
年間売上高	(千円未満切捨)
	法人等の場合は損益計算書の総売上高の金額を入力してください。
	個人事業主の場合は、申告決算書又は収支内訳書の売上(収入)金額を入力してく
流動資産①	(千円未満切捨)
	法人の場合、申請年の10月1日の直近( <b>申請期間中に間に合う最新のもの</b> )の決
	算の貸借対照表に記載の金額を入力してください。
	個人事業主の場合、青色申告の場合は、申請年の前年の青色申告決算書の貸借対照
	表の流動資産の合計を入力してください。
	白色申告の場合は、0を入力してください。
流動負債②	(千円未満切捨)
	法人の場合、申請年の10月1日の直近( <b>申請期間中に間に合う最新のもの</b> )の決
	算の貸借対照表に記載の金額を入力してください。
	個人事業主の場合、青色申告の場合は、申請年の前年の青色申告決算書の貸借対照
	表の流動負債の合計を入力してください。
	白色申告の場合は、0 を入力してください。
流動比率(%)①/②	自動計算されます。
	正しく計算されない場合、流動資産①、流動負債②の中にカンマ(,)が含まれて
	いる可能性があります。 <u>カンマは入力せず、数字のみの入力</u> としてください。

#### ③ 営業年数等

営業年数等	
創業年月日	西暦 入力例)1977 年 入力例)1月→01 月 入力例)1日→01 日 ◆法人の場合は、登記享項証明書の設 ※1990 年 ※05 月 ※01 日 ●個人事業主の場合は、創 業年月日
通算営業年数	※30 年 ◆申請を行う日の属する日の初日(更新の場合は申請年の10月1日)現在の営業年数(1年未満切捨)
従業員数	※10 人 ◆申請を行う日の属する月の初日(更新の場合は申請年の10月1日)常勤、非常勤を含む全ての職員の人数 (見込)
消費税課税·免税区分	※課税業者 ∨ ◆課税業者/免税業者を選択
技術·社会貢献評価項目	あてはまるものを選択してください。(複数選択可) □ISO9001認証 ☑ISO14001認証 □エコアクション21認証 □障害者雇用(報告義務事業主以外) □次世代育成支援対策推進治に基づく一般事業主行動計画策定(作成義務事業主以外) ☑女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定(作成義務事業主以外) □山梨県子育て応援・男女いきいき宣言企業登録 ☑山梨えるみん認定 □〉能方団協力事業所認定
創業年月日	法人の場合、登記事項証明書の設立年月日を西暦で入力してください。
	個人事業主の場合、創業年月日を入力してください。また、それを証明する書類を提出
	してください。(詳細はP29参照)
	事業承継の場合は、継承した部分も含めた創業年月日を入力してください。
	合併などの組織形態の変更等により登記事項証明書と創業年月日が異なる場合は、実
	際に事業を始めた日を入力してください。
	(実際に事業を始めた日が確認できる書類を、申請書と一緒にご提出ください。)
通算営業年数	申請年の10月1日現在の営業年数(1年未満切捨)を入力してください。
	事業承継の場合は、継承した部分も含めた営業年数を入力してください。
従業員数	申請年の10月1日現在の常勤、非常勤を含む全ての職員の人数(代表者等の常勤役員
	及び個人事業主も含む)を入力してください。
消費税課税・免税区分	消費税及び地方消費税の課税・免税について、該当する方を選択してください。
技術・社会貢献評価	加点希望がある場合は選択してください。 <mark>(複数選択しても、加点は3点のみです</mark> )
項目	選択した場合、該当書類を提出してください。(詳細はP30参照)

### ④ 機械設備情報

○物品の取引希望種目「印刷類」を希望する場合は、必ず入力してください。

(印刷機械設備がない場合は、印刷類の申請・登録をすることができません。)

○複数所有されている場合、主要な設備の情報を入力してください。

また、主要な設備が多数ある場合は、別紙(様式任意)でご提出ください。

機械設備情報	◆希望種目で大区分「印刷類」内の種目を選択した場合のみ入力		
機械装置類	1ンマ(,)は入力しない 3500  千円  ◆<法人>貸借対照表の資産の部にある「固定資産(機械装置)」の額(減価償却後)<個人>所得税青色申告決算書 から減価償却後の「機械装置」の額		
機械設備(機械)	オフセット輪転 A 版 4 色 ◆機械の種類がわかるように入力 例)オフセット輪転 A 判4色		
機械設備(性能)	時速1000枚 ◆機械の能力がわかるように入力 例)時速1,000枚		
機械設備(台数)	3 台		
機械装置類	法人の場合、貸借対照表の資産の部にある「固定資産(機械装置)」の額(減価償却後)、		
(千円未満切捨)	個人事業主の場合、所得税青色申告決算書から減価償却後の「機械装置」の額を入力		
機械設備(機械)	機械の種類が分かるように入力してください。 例)オフセット輪転A判4色		
機械設備(性能)	機械の能力が分かるように入力してください。 例)時速1000枚		
機械設備(台数)	機械の台数を入力してください。		

### ◇7. 支払金融機関◇

○県が支払いをする際に振り込みを希望する口座の情報を入力してください。

支払金融機関		
金融機関コード	4桁入力 ◆4桁に満たない場合は、先頭部分に「0」 金融機関・支店コード ※[1234 を入力 検索 http://zengin.aitw.net/	
支店コード	3桁入力 ※123 ◆3桁に満たない場合は、先頭部分に「0」を入力	
預金種別コード	当 <u>座、普通</u> 、別段のどれかを選択 ※ 普通 ✔	
口座番号	7桁入力 ◆7桁に満たない場合は、先頭部分に「0」を入力例)「1」→「0000001」) ※ 1234567	
口座名義人	半角力ナ入力 ◆法人の種類は略称を使用例) カブシキガイシャ○○→カ)○○、○○カブシキガイシャ ★○○(カ	
金融機関コード ※4 桁         支店コード ※3 桁         口座番号 ※7 桁         (例) 口座番号 123 → 0000123 (7 桁)         (物) 口座番号 123 → 0000123 (7 桁)         (参考) 金融機関コード         山梨中央銀行 →0142       甲府信用金庫 →1385         山梨県民信用組合 →2377       都留信用組合 →2378         みずほ銀行 →0010       三菱 UFJ銀行 →0005         三井住友銀行 →0009         りそな銀行 →0143         静岡銀行 →0149		
預金種別コード     預金種別を、 <b>当座・普通・</b> 別段の中から選択してください。		
口座名義人	ロ座名義を 半角カナで入力してください。 **法人の場合は「略称」を使用してください。 (例)株式会社 かびジキガイジャ 〇〇〇〇 ダイヒョウトリジマリヤク×× → カ)〇〇〇〇 □□□ カびジキガイジャ → □□□(カ □□□ カびジキガイジャ → □□□(カ (例)有限会社 コウゲンガイジャ △△△ → ユ)△△△ (その他の例) ・合同会社の場合 ド)・・・・ ・一般財団法人、公益財団法人の場合 ザイ)・・・・ ・一般社団法人、公益社団法人の場合 ジヤ)・・・・ ・特定非営利活動(NPO)法人の場合 トク比)・・・・ ・社会福祉法人の場合 ブク)・・・・ ・医療法人社団等の場合 ()・・・・	

### ◇8.役員の情報◇

○役員15名分まで入力が可能です。

○**役員が16名以上の場合**、ダウンロードしたエクセルの名簿に入力しきれなかった役員について記載し提出し てください。エクセルの名簿は「やまなしくらしねっと」や県ホームページからダウンロード可能です。

役員(	の情報 🔀			
◆法人の場合は登記事項証明書の「役員に関する事項」に記載されている役員(事業協同組合の場合は理事)を記入して下さい。監査役については除きます。				
<b>◆</b> 入:	札や見積に関するこ	と等の権限を代理人に委任している場合には、その代理人も記入して下さい。		
◆個.	人の場合については	、この名簿にその個人事業主を記入して下さい。		
♦16	人以上いる場合には	ま、16人以降の情報について別途名簿を作成し添付してください。		
	役職	代表取締役		
	氏名(漢字)	甲府次郎		
1	氏名(フリガナ)	全角カタカナ 入力 コウフ ジロウ		
	性別	男 >		
	生年月日	昭和 → 52 年 1 月 1 日		
	役職	取締役		
	氏名(漢字)	山梨 三郎		
2	氏名(フリガナ)	<u>全角カタカナ入力</u> ヤマナシ サブロウ		
	性別	男		
	生年月日	昭和 🗸 51 年 1 月 1 日		
	役職	管理課支店長		
	氏名(漢字)	山梨花子		
3	氏名(フリガナ)	ヤマナシ ハナコ		
	性別	<b>女                                    </b>		
	生年月日	昭和  55 年 1 月 1 日		

役員の情報	法人の場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書) の「役員に関する事項」に記載されている役員全員(※監査役以外)を入力してく ださい。 (事業協同組合の場合は理事)
	また、入札や契約の締結等に関する権限を代理人に委任する場合は、その <b>代理人に</b> <b>ついて入力</b> してください。
	個人事業主の場合は、この名簿にも個人事業主名を入力してください。 (※通称名ではなく、戸籍上の氏名を入力してください。)
	※この名簿は、役員等が暴力団員等であるか否かを山梨県警察に照会するためのみ に使用します。
	  ※入力する全員について <b>生年月日も必ず入力してください。</b>

	·····			
		確認へ進	む >	
	入力	中のデータを一時	保存・読み込み	
【申込5 ・添付フ ・パンコ ・シス5	ーター時保存、再読込み時の注意事項】 アイルは一時保存されません。再読込み後は、 シに一時保存した申込データはパソコンで閲覧 らに読込む場合は一時保存した手続きの画面で	必要に応じて、ファイ 毛・加筆・修正すること さしか読込めませんので	ルを添付し直してください。 はできません。 、ご注意ください	
	「入力中のデータを保存する」	では申込みの手続き	が完了しておりませんのでご注意くだ	さい。
	※入力中の申込データをパソコンに一日 	寺保存します。	※一時保存した申込データを再度読み込み	ります。
	▲ 入力中のデータを保存	字する		

## (8)確認画面の下方にある 申込む をクリック

(< 入力へ戻る	(申込む >)
※PDFファイルは一度パソコンに保有	CA-SHC FAILLT / Have
PDE	
↑ <u>×</u>	この確認画面の「PDF プレビュー」はクリックしない
	(確認画面の「PDF プレビュー」では、申請書に整理
	番号が正しく表示されないため)

(9) 申込む クリック後の「申込完了画面」下方にある РDFプレビュー をクリックし、申請書を出力

申込完了		
物品等競争入札参加資格審查申	請(新規)の手続きの申込を受付し	けしました。
-	下記の整理番号 とパスワード を	を記載したメールを送信しました。
×	ールアドレスが誤っていたり、 メールが届かない可	フィルタ等を設定されている場合、 可能性がございます。
整理番号	044288555899	
バスワード		
整理番号 とパスワードは、 特にパスワードは他人に知 なお、内容に不備がある場合 ※	今後申込状況を確認する際 られないように保管してく は別途メール、または、お電 マロー覧へ戻 PDFファイルはーロパンコンに保存 PDFプレビ	際に必要となる大切な番号です。 、ださい。 電話にてご連絡を差し上げる事があります。 <sup>戻る</sup> してかっかくようにしてください。 ビュー



(紙申請の場合(くらしねっとを利用しない場合)は「申請者印」欄がありますので、そこに会社実印(個人 事業主の場合は代表者の実印)を押印してください。)



#### 2. 必要書類の提出

・電子申請完了後、申請書を含むすべての書類をメール・郵送等で提出してください。
 ※メールの場合、各書類を原寸大・鮮明(400dpi以上)に白黒スキャン(特に押印のある「申請書」と「誓約書」は印影が判別できる濃度でスキャン)してください。
 ※提出時の件名は「【提出】(株)〇〇〇」と記載元の書類は、必要に応じて郵送いただく場合がありますので、保管しておいてください。
 ※郵送の場合、「<コピー可>」と表示している書類は、原寸大・鮮明なものであればコピーでも可

<sup>・</sup>提出に当たっては、次の「提出書類一覧 兼 チェックリスト」を十分に確認してください。

<b>☑</b> 欄	法 人	個 人	書類名	留意事項 ・ チェック項目(☑欄)
	•	•	<b>申請書</b> (物品等 競争入札参 加資格 審査申請 書)	<ul> <li>□ 整理番号が正しく表示されているか(紙申請の場合は無し)</li> <li>□ 1ページ目右下に「使用印」を押印しているか</li> <li>□ (法人の場合) 2ページ目の「希望種目」が、登記事項証明書の「目的」 欄で確認できる事項になっているか</li> <li>□ (「希望種目」に「その他○○」がある場合) 2ページ目下方の「希望 種目の詳細」に具体的な内容を記入してあるか</li> <li>□ (支店長や営業所長等に「委任」している場合) 1ページ目中段の「代理 人情報」が記入してあるか</li> </ul>
	•	•	<b>役員名簿</b> (申請書4ページ目)	<ul> <li>□ (個人の場合) 個人事業主が記入してあるか</li> <li>□ (法人の場合) 登記事項証明書の「役員に関する事項」記載の役員全員 (※監査役以外) を記入してあるか (事業協同組合の場合は理事)</li> <li>□ (法人の場合) 代表取締役の「役職」欄に代表取締役と記入してあるか</li> <li>□ (支店長や営業所長等に「委任」している場合) その者も記入してあるか</li> <li>□ 全員の生年月日が漏れなく記入してあるか</li> <li>□ (役員が16人以上の場合) 記入しきれない者を、「エクセルの役員名簿」 に記載した書類を用意してあるか</li> </ul>
	•	•	誓約書	<ul> <li>□ 県所定の様式(ワード)で作成してあるか         <u>https://www.pref.yamanashi.jp/sui-kanri/nyuusatsu-sankasikaku/koushin4.html</u> </li> <li>□「生年月日」欄に記載してある年月日は、「役員名簿」と一致しているか         (誤って「創業年月日」を記入していないか)     </li> </ul>
	•		<b>登記事項証明書</b> <コピー可>	<ul> <li>□ 履歴事項全部証明書 または 現在事項全部証明書 か</li> <li>□ (書類受付日=県到着日から) 3か月以内に発行されたものか</li> <li>□ 「目的」欄の記載事項と申請書の「希望種目」が一致しているか</li> </ul>
	•		<b>貸借対照表・損益計算</b> 書 <コビー可>	<ul> <li>□ 原則として「直近1年分」の書類か         <ul> <li>(書類提出期限までに最新のものが発行された場合は、後日提出してください)</li> <li>□「会社単体」の確定した財務諸表か             <ul></ul></li></ul></li></ul>
		•	<b>身分証明書</b> <コピー可>	□ (書類受付日=県到着日から) <b>3 か月以内</b> に発行されたものか 【発行場所】各市町村
		•	<b>所得税 青色申告 決算</b> 書 又は その他確定申 告 (白色申告) <コビ->	<ul> <li>□ 昨年の申告書類か(直近で税務署に提出した書類か)</li> <li>□ マイナンバーが無い「控え用」の書類か</li> <li>□ 青色申告の場合、1枚目(損益計算書)と4枚目(貸借対照表)を 添付しているか</li> </ul>

●:必ず提出 / ○:該当する場合に提出

●:必ず提出 / ○:該当する場合に提出

<b>☑</b> 欄	法 人	個 人	書類名	留意事項 ・ チェック項目(☑欄)
	•	•	納税証明書(その3) 又は(その3の3 ※) ※個人の場合はその3の2 <コピー可> 消費税・地方消費税に 関する納税証明書	<ul> <li>□ (書類受付日=県到着日から) 3か月以内に発行されたものか</li> <li>□ 書面中で未納が無いことが証明されているか</li> <li>(未納がある場合は申請できません)</li> <li>※書面中に納付期限未到来の但し書きがあっても可(申請時点で 未納がないことが証明されているため)</li> <li>【発行場所】所轄の税務署</li> </ul>
	0	0	(個人県民税・地方消 費税以外の)全ての山 梨県税に未納がない証 明 < コピ-可>	【県内に本社がある場合だけでなく、 <b>県外に本社があっても県内に</b> 支店等がある場合も要提出】 (県内に事業所を有しない場合は不要) □(書類受付日=県到着日から) <b>3か月以内</b> に発行されたものか □書面中で未納が無いことが証明されているか (未納がある場合は申請できません) ※書面中に納付期限未到来の但し書きがあっても可(申請時点で 未納がないことが証明されているため)
				<ul> <li>【発行場所】</li> <li>総合県税事務所(笛吹市石和町)、各合同庁舎(北巨摩・東山梨・ 南巨摩・南都留)の地域県民センター、本庁税務課</li> <li>「Ⅲ よくあるお問合せ Q2」参照</li> <li>※証明書については、次の県ホームページもご参照ください。 https://www.pref.yamanashi.jp/kenzei-cb/nouzei_shoumei.html</li> </ul>
	0	0	希望取引種目に関する 許認可証等 <コピ-可>	<ul> <li>【希望取引種目に許認可等が必要な場合、許認可証等の証明書類の 写しを必ず提出してください】</li> <li>□有効期限が基準日(10月1日)以降か 基準日前に有効期限が到来する場合は、後日、最新の許認可証等 の写しを提出してください</li> <li>※「古物商許可証」は、表紙の写しも提出してください</li> </ul>
	0	•	いつから営業を開始し たか確認できる資料 (「 <b>開業届</b> 」の写し等)	<ul> <li>(個人の場合)【提出必須】</li> <li>開業届の写し等の資料がない場合、いつから営業を開始したかの「申立書」を提出してください。(その場合の様式は任意ですが、必ず「代表者実印」を押印)</li> <li>(法人の場合)【登記事項証明書(会社成立の年月日)と申請書の創業年月日が異なる場合は要提出】</li> </ul>
	0	0	本店所在地を確認でき る資料 (会社案内、公共料金 の領収証等)	(法人の場合) 【本店所在地と登記上の所在地が異なる場合は要提出】 (個人の場合) 【青色申告書等の事業所所在地と異なる場合は要提出】

・以下、加点希望がある場合のみ提出(技術・社会貢献評価項目欄で選択した場合のみ提出)

### ※1つ提出でも複数提出でも、加点は3点のみです。

書類名	
山梨県子育て応援・男女いきいき宣言企業登録証の写し	山梨えるみん認定証の写し
消防団協力事業所に認定されていることが確認できる書類の原本又は写し	やまなしSDGs推進企業登録証の写し

書	類名		留意事項
<ul> <li>・ISO9001認証取得に係る</li> <li>・ISO14001認証取得に係る</li> <li>21認証・登録証の写し</li> </ul>	登録証の写し 5登録証又はエコアクション	基準日(10月1 後日、最新の登	日)前に有効期限が到来する場合は、 :録証の写しを提出してください
雇用している職員の身体 障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳 の写し <mark>※</mark>	雇用している職員の身体 章害者手帳・療育手帳・ 情神障害者保健福祉手帳 の写し※ 障害者雇用促進法第43条第7項 未満)で、基準日に障害者(同 る場合に提出可能 ※この書類の確認に当たっては お考えの場合は、まずはお問		E <u>以外の事業主</u> (雇用従業員:一定人数 規定する対象障害者)を常時雇用してい に十分配慮する必要があるため、提出を い。
<ul> <li>・次世代育成支援対策推進法 行動計画策定</li> <li>・変更届の</li> <li>・女性の職業生活における混 に基づく一般事業主行動</li> </ul>	、(平成15年法律第120号)に基 写し 5躍の推進に関する法律(平成27 計画策定・変更届の写し ※いずれも労働局受付印がま	づく一般事業主 7年法律第64号) うるものに限る	当該計画の策定義務のない事業主(常時雇用する労働者: <u>100人以下</u> )で、一般事業主行動計画を定め厚労相へ届け出た場合に提出可能 ※100人超の策定義務のある企業は対象外

### ・くらしねっとを一切利用しない「**紙申請」の場合**は、次の書類も提出してください。

<b>☑</b> 欄	法 人	個 人	書類名	留意事項 ・ チェック項目(☑欄)
	$\bigcirc$	0	印鑑証明書	(くらしねっとを利用した電子申請の場合は不要)
			< コピ - 可 >	□(書類受付日から) <b>3か月以内</b> に発行されたものか
				【発行場所】(法人の場合)地方法務局 (個人の場合)各市町村
	0	0	返信用封筒(切手付)	(くらしねっとを利用した電子申請の場合は不要) □110円切手を貼付し、返信先(担当部署・担当者)が記入してある か(審査結果の通知は50g以下の定形郵便物)

9月末頃に審査完了のメールが届いたら、利用者登録している方は「やまなしくらしねっと」にログインし、 結果を確認してください。

利用者登録をしていない方は、申請時に控えた整理番号・パスワードを用いて結果を確認してください。

> 手続き申込     > 申込内容照会     > 職責署名検証
申込内容照会
申込照会
整理番号を入力してください
申込完了画面、通知メールに記載された 整理番号をご入力ください。
パスワードを入力してください
申込完了画面、通知メールに記載された パスワードをご入力ください。
整理番号は半角数字、パスワードは半角英数字(英字:大文字・小文字)で入力して下さい。 前後にスペースが入ると正しく認識されず、照会できませんのでご注意ください。
ログイン後に申込を行われた方は、ログインしていただくと、 整理番号やパスワードを使用せずに照会できます。 照会する >

「申込詳細」内の「返信添付ファイル1」に審査結果通知が添付されています。

### ※通知は再発行いたしかねますので、大切に保管してください。

(紛失された場合、くらしねっとから再度ダウンロードする必要がありますので、パスワード等の保管をお願いします。)

### 4. 更新完了後の内容変更

資格更新完了後、3年間の有効期間内に内容変更があった場合は、変更の届出が必要となります。 詳しくは、次の県ホームページをご覧ください。

「物品等競争入札参加資格」変更申請

https://www.pref.yamanashi.jp/sui-kanri/nyuusatsu-sankasikaku/henkou/henkou0302.html

#### <変更の届出が必要となる主な事項>

①企業名(商号又は名称)
②代表者職氏名
③本店(申請者)の所在地又は住所
④本店(申請者)情報(所在地以外、電話番号など)
⑤代理人
⑥代理人情報(所在地、支店等の名称、電話番号など)
⑦使用印鑑
⑧役員
⑨取引希望種目
⑩種目に必要な許認可等
⑪支払金融機関情報(口座番号、口座名義など)
⑫資本金(法人のみ)
⑬担当者情報(部署名、担当者職氏名、電話番号など)
⑭その他(合併・分割・譲渡などによる組織変更※など)

※変更の届出が必要かどうかご不明な場合は、出納局管理課調度担当(電話055-223-1395)まで ご連絡ください。

#### ※直近に入札に参加する予定がある場合は、変更の申請をした後、電話等でその旨をお伝えください。

### Ⅲ よくあるお問合せ

更新申請手続に関してよくあるお問合せをまとめましたので、参考にしてください。

- Q1. 過去の申請を引用して電子申請できないか。
- A1. 2018年3月以降の過去の申請を閲覧することは可能ですが、引用することはできません。お手数です が入力をお願いします。
- Q2. 県税に未納がない証明は、法人事業税(個人事業税)のものでいいか。

A2. 全ての県税に未納がない証明を提出してください。

総合県税事務所(笛吹市石和町広瀬)、各合同庁舎(北巨摩・東山梨・南巨摩・南都留)の地域県民センター、 自動車税センター(笛吹市石和町唐柏)または本庁税務課(甲府市丸の内1-6-1)で発行しています。

なお、本庁税務課や富士・東部地域県民センターでは、証明に必要な「山梨県収入証紙」(証明1件につき 400円)を庁舎で販売しておりません。事前に金融機関等の収入証紙販売所で購入してください。

また、本社が県外でも県内に支店・営業所・事業所があれば課税されていますので、県内に支店等がある場 合は必ず提出してください。

※詳しくは、次の県ホームページもご確認ください。<u>https://www.pref.yamanashi.jp/kenzei-cb/nouzei\_shoumei.html</u>

Q3. 電子申請入力フォームの「委任情報(代理人)」欄は、どのような場合に入力するのか。

A3. 代表者が契約締結権限等を、支店長や営業所長等に委任する場合に入力する必要があります。なお、入札 時に提出する委任状(その入札案件だけを委任するための委任状)とは異なります。

Q4. 電子申請入力フォームの「窓口担当者情報|欄は、どのような入力をすればいいか。

- A4. 県からの連絡・メールがこの欄に入力した方あてに届きます。代表者の方が直接担当する場合でも、この 欄には入力が必要です。「営業担当者(職)」欄にはその方の肩書き(係長・課長など)を入力してください。
- Q5. 「物品電子見積システム」とは何ですか。
- A5. 山梨県では、事業者の負担軽減と行政事務の透明性の向上・効率化を目的として、<u>物品電子見積システム</u> を導入しています。

システムを利用すると、次のメリットがあります。

- ・インターネットを利用して見積書の提出が可能となり、来庁・郵送の手間がかかりません。
- ・見積依頼や見積合わせの結果等の情報も、システムからメールで通知されるため、調達に関する情報を迅速に確認できます。

インターネットが利用できるパソコンと競争入札参加資格をお持ちであれば利用可能です。 事前に補助アプリのインストール等の準備が必要です。詳しくは県ウェブサイトをご覧ください。

URL https://www.pref.yamanashi.jp/sui-kanri/denshi-mitsumori/java-settei.html

#### Q6. 入力が完了し送信したのだが送信できなかった(エラーメッセージが出た)が、どうしたら

いいか。

- A6. セキュリティの関係上、「やまなしくらしねっと」は**30分以上データ送信がないと、自動的に通信が切れます。**一度切れてしまうと入力されたデータは失われてしまいますので、再度データ入力をしなければなり ません。
  - 30分以上経過しそうな場合は、あらかじめ 申込データの一時保存 をクリックし保存してください。
  - (再度入力を行う場合は 保存データの読み込み をクリックしてデータを読み込んでください。)

Q7.メールで「到達通知(やまなしくらしねっとからのお知らせ)」が届いたが手続は完了か。

A7. まだ電子申請の一部が終了しただけですので、必ず申請書等をメール・郵送等で提出してください。

- Q8. 入力内容を間違えたまま送信(申請)してしまったので、訂正したい。
- A8. 申請の処理状況が【処理待ち】もしくは【返却中】の場合のみ修正することが可能です。 やまなしくらしねっとの「申請内容照会」メニューから 修正する を選択し、修正してください。

※処理状況がそれ以外の場合には、出納局管理課調度担当(055-223-1395)までご連絡ください。 ) 手続き申込 > 申込内容照会 > 職責署名検証 申込内容照会 申込詳細 申込内容を確認してください。 手続き名 山梨県物品等競争入札参加資格審査申請(R3更新) 整理番号 711220126243 処理状況 処理待ち 処理履歴 2021年6月10日11時16分 申込 伝達事項 日時 内容 伝達事項はありません。 申込内容 ..... ..... (途中の画面は省略) 許認可の有無(第5希望) ◆希望する役務業務に関連して、法令上必要な許認可を取得している場合には、希望する 種目に対応した許認可名称を記載すること。(注)必要な許認可を受けていない役額の登録 (1行全角30字) ※確認後、必ずブラウザを閉じてください。 ※申込んだ内容を修正する場合は、【修正する】ボタンを選択してください。 由い昭全へ戻ろ 再申込する 修正する 取下げる ※PDFファイルは一度パソコ<u>ンに保存してから</u>開くようにしてください。 PDFファイルを出力する

※ 再申込する ではなく、修正する から修正
 ※ 修正後再度 PDF を印刷する場合、申込内容印刷 ではなく PDFファイルを出力する から印刷

 ◆問合せ先◆
 ○ ①「やまなしくらしねっと」(電子申請)の操作方法 ~ コールセンター
 TEL 0120-464-119(通話料無料)(平日9時~17時) ※携帯電話から 0570-041-001(通話料がかかります)
 FAX 06-6455-3268 Email: help-shinsei-yamanashi@apply.e-tumo.com
 ② 申請手続 全般(①以外のこと) ~ 山梨県 出納局管理課 調度担当
 TEL 055-223-1395(平日の原則9時~12時、13時~17時) FAX 055-223-1324 E-mail bid@pref.yamanashi.jp